

## 地縁による団体認可手続きについて 身延町

### はじめに

これまで、自治会、区会等には法人格が認められていなかったため団体名義での不動産の登記ができず、自治会、区会等で所有する集会所等の不動産の登記は、当該団体の代表者等の個人名でされていたため、当該名義人の死亡や転居等により名義の変更や相続などの問題が生じていました。

このような問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、一定の手続きにより自治会、区会等が法人格を取得し、団体名での不動産等の登記ができるようになりました。

### 申請できる地縁による団体とは

町又は字の区域、その他町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、いわゆる自治会や区会等の団体を認可の対象としています。

これに対して、スポーツ同好会のような特定の活動を目的とする団体や青年団・婦人会のように年齢や性別等、特定の条件を必要とする団体は認可できません。また、地縁による団体であっても、不動産または不動産に関する権利等を保有する予定のない場合は認可の対象となりません。

※不動産または不動産に関する権利等とは以下のようなものです。

- 1 土地及び建物に関する所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権及び採石権
- 2 「立木」の所有権及び抵当権
- 3 登録を要する金融資産(国債・地方債及び社債)

### 認可の要件

認可を受けるためには、以下の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

- 1 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

※地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会、区会等の活動であり、規約に明記することが必要となります。

- 2 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

※区域は、団体の構成員のみならず住民にとって客観的に明らかな形で境界が画されていることが必要となります。町名及び地番又は住居表示により区域を表示するほか、住民にとって客観的に明らかな区域と認識できるものと町長が認める場合には、道路や河川等により区域を画することもできます。また、認可に当たり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある地縁による団体に対しては認可することはできません。

- 3 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

※年齢や性別等を問わず区域に住所を有するすべての個人が構成員になれる必要があります。相当数の

者とは、区域内の全住民の過半数です。

#### 4 規約を定めていること。

※規約には、①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が、定められていることが必要となります。

### 認可申請手続き

自治会、区会等の地縁による団体が、法人格を得るための認可の申請を行うに当たっては、当該団体の規約に基づき召集された総会において認可を申請する旨の議決を行う必要があります（役員会、評議会等での議決は認められません）。

総会召集手続き等を定めた規約が現在の自治会等において整備されていない場合には、まず規約の整備を行う必要があります。

また、それ以外にも、認可の申請に必要な事項（認可要件に合致する規約の決定又は改正、構成員の確定、代表者の決定、不動産等保有することとなる資産の確定など）も総会決議が必要となります。申請に当たっては事前に総務課へご相談ください。

なお、申請にあたっては、以下の書類が必要となります。

認可申請手続きに必要な書類 No.	申請書類	留意事項
1	認可申請書	※第1号様式「認可申請書」
2	規約	総会で議決された認可要件に合致するもの
3	認可申請することを総会で議決したことを証する書類	議長及び議事録署名人の署名押印のある総会議事録の写し
4	構成員名簿	構成員全員の氏名、住所を記載したもの、会員である場合には子供の名前も記載する必要があります ※第2号様式「構成員の名簿」
5	保有資産目録又は保有予定資産目録	・申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している場合 ※第3号様式「保有資産目録」 ・申請時には不動産又は不動産に関する権利等を保有していないが、将来これらを保有することを予定している場合（取得予定時期については認可申請日とできるだけ近接していることが望ましい） ※第4号様式「保有予定資産目録」
6	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類	自治会・区会等の活動実績を示す書類、前年度の事業報告書・収支決算書及び当年度の事業計画書・収支予算書 ※第5号様式「活動状況報告書」・ほか任意の様式

7	申請者が代表者であることを証する書類	申請者が代表者であることを受諾した承諾書の写しで、申請者本人の署名・押印のあるもの ※第6号様式「代表者就任承諾書」
8	区域及び事務所の所在地を示した図面	住宅地図等に区域及び事務所を表示したもの

### 認可申請手続きの流れ

申請書類一式が整えば、総務課へ提出してください(電子メール、FAXは不可)。認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います(審査には2週間程度の期間を必要とします)。審査の上、認可要件を満たしていると確認できたときは、町長が認可及び告示して認可手続きは完了です。

- 1 自治会・区会等で申請についての話し合い
- ↓
- 2 総務課で事前相談、規約等の作成
- ↓
- 3 総会の開催、必要事項の議決
- ↓
- 4 申請書類の作成、提出
- ↓
- 5 総務課で審査、町長による認可・告示

### 認可告示後の手続き等

#### 1 認可地縁団体証明書の発行

認可事務が完了すると地縁団体台帳を作成します。認可地縁団体証明書(台帳の写し)は、町長による告示のあった日から発行できます。証明書の請求は第12号様式「認可地縁団体告示事項証明書交付申請書」をご利用ください。認可地縁団体証明書は誰でも請求することができます。手数料は1通につき300円です。

#### 2 認可地縁団体としての印鑑登録

身延町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の規定に基づき、不動産登記等に必要な地縁団体の代表者の印鑑を登録します。登録の手続きについては、総務課で受け付けます。

##### ○印鑑登録に必要なもの

- ・申請書(総務課にて配布) ※様式第1号(第3条関係)「認可地縁団体印鑑登録申請書」
- ・登録申請する代表者個人印
- ・登録する団体印

#### 3 印鑑登録証明書の発行

- ・申請書で請求 ※様式第3号(第3条関係)「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書」
- ・申請できる人 代表者もしくは代理人(代理人の場合は委任状が必要です。)
- ・手数料1通につき300円

#### 4 規約が告示された事項に変更があった場合

認可を受けた後、規約や告示された事項(代表者の住所・氏名・事務所の所在地等)を変更した場合は、「規約変更認可申請」・「告示事項変更届出」の手続きが必要です。町長の変更認可・告示がないと変更された規約や告示内容は変更したことにはならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。

##### (ア) 規約を変更した場合

以下の書類を提出してください。(電子メール・FAX不可)書類審査の上、規約変更認可・不認可を文書で通知します。なお、規約の変更内容が、名称・目的・区域・事務所・解散の事由など、告示された事項である場合は、別途「告示変更届出」が必要です。

- ・規約変更認可申請書 ※第9号様式「規約変更認可申請書」
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類 ※第10号様式「規約変更の内容及び理由」
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類(総会議事録の写し)

##### (イ) 告示された事項を変更した場合

以下の書類を提出してください(電子メール・FAXは不可)。変更のあった事項が認可要件を満たしているかどうかの書類審査を行います。書類・内容等に不備がある場合、または認可要件に合致しない場合は受理できません。

- ・告示事項変更届出書 ※様式第11号「告示事項変更届出書」
- ・告示された事項に変更があった旨を証する書類(総会議事録の写しなど)

※代表者が変更となった場合は「承諾書」も提出してください。 ※別紙(第11号様式関係)「承諾書」

---

## 認可の取り消しと解散

### 1 取り消し

認可を受けた地縁による団体が以下の1つに該当するとき、町長は認可を取り消すことがあります。

- ・4つの認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- ・不正な手段により認可を受けたとき

### 2 解散

認可を受けた地縁による団体が以下の1つに該当するとき、認可地縁団体は解散します。解散は民法の規定が準用され、町長に対して届出(町長による解散告示)、及び清算に伴う債権申出の公告(官報による公告)手続きが必要です。

- ・規約に定めた解散事由が発生したとき
  - ・破産したとき
  - ・認可を取り消されたとき
  - ・総構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき(規約に別段の定めがある場合を除く)
  - ・構成員が欠乏したとき
-

## 認可地縁団体にかかる税金

### ◆地縁団体の認可を受けた法人で収益事業をしない場合

税の種類	税金の課税内容
町税(法人町民税)	均等割のみ課税、減免措置あり
町税(固定資産税)	固定資産税の評価額で課税、減免措置あり
県税(法人県民税)	均等割のみ課税、減免措置あり
県税(法人事業税)	非課税
県税(不動産取得税)	減免措置あり
国税(法人税)	非課税
国税(登録免許税)	課税

### ◆地縁団体の認可を受けた法人で収益事業を行う場合

税の種類	税金の課税内容
町税(法人町民税)	均等割に法人税額(所得割額)課税
町税(固定資産税)	固定資産税の評価額で課税
県税(法人県民税)	均等割に法人税額(所得割額)課税
県税(法人事業税)	課税
県税(不動産取得税)	不動産を取得した時点の評価額課税
国税(法人税)	課税
国税(登録免許税)	課税

## 各申請書等書式一覧

- ・第1号様式「認可申請書」
- ・第2号様式「構成員の名簿」
- ・第3号様式「保有資産目録」
- ・第4号様式「保有予定資産目録」
- ・第5号様式「活動状況報告書」
- ・第6号様式「代表者就任承諾書」
- ・第9号様式「規約変更認可申請書」
- ・第10号様式「規約変更の内容及び理由」
- ・別紙(第11号様式関係)「承諾書」
- ・第11号様式「告示事項変更届出書」
- ・第12号様式「認可地縁団体告示事項証明書交付申請書」
- ・申請書様式(第22条の2関係)「所有不動産の登記移転に係る公告申請書」
- ・申請書様式(第22条の3関係)「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」
- ・様式第1号(第3条関係)「認可地縁団体印鑑登録申請書」
- ・様式第3号(第3条関係)「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書」
- ・様式第5号(第3条関係)「認可地縁団体印鑑登録廃止申請書」